

○岡山県特定調達契約苦情検討委員会設置要綱

〔平成8年3月29日
告示第224号〕

(目的)

第1条 岡山県の機関及び岡山県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であって、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に関する供給者の苦情について、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、岡山県特定調達契約苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札及び契約の制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

3 委員は、再任を妨げない。

(身分保障)

第4条 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき

二 禁錮以上の刑に処せられたとき

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

(守秘義務)

第5条 知事は、委嘱の際委員に職務上知り得た秘密を漏らさないことを誓約させることとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会の議事は、議事録に記録するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、出納局において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則（平成8年告示第224号）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月9日告示第275号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年1月31日告示第32号）

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和3年4月9日告示第242号）

この告示は、公布の日から施行する。